

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年8月24日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 岩美郡岩美町 個人

乙 岩美郡岩美町 個人

丙 島根県松江市白潟本町63番地

山陰総合リース株式会社 代表取締役 影山敬三

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金782,320円を甲に、331,750円を乙に、175,000円を丙に、それぞれ支払うものとすること。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金316,146円を乙に支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成27年2月9日

(2) 事故発生場所

岩美郡岩美町大字浦富地内

(3) 事故の状況

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、路面の積雪によりスリップして、和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。

また、双方の車両が衝突したはずみで、和解の相手方乙所有の積荷が破損したものである。